

養殖業デジタル化促進事業費補助金交付要綱の一部改正について

新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p><u>(繰越承認申請)</u></p> <p><u>第9条の2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、速やかに別記第5号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助事業者に対して通知するものとする。</u></p> <p><u>3 補助事業者は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第6号様式による年度終了実績報告書を当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。</u></p> <p>第10条～第13条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和3年10月19日から施行するものとする。</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号から第6号まえ及び第10号、第7条、第8条第3項、第9条、第10条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>第10条～第13条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和3年10月19日から施行するものとする。</p> <p>2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号から第6号まえ及び第10号、第7条、第8条第3項、第9条、第10条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>

別記

第1～3号様式 (略)

第4号様式 (第8条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

令和__年度消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました、養殖業デジタル化促進事業について、高知県養殖業デジタル化促進事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

第5号様式（第9条の2関係）

第 _____ 号
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

高知県知事 様

所 在 地
名 _____ 称
代表者職氏名

高知県養殖業デジタル化促進事業費補助金繰越承認申請書

____ 年 ____ 月 ____ 日付け高知県指令 _____ 第 _____ 号による補助金の交付の決定通知がありました高知県養殖業デジタル化促進事業費補助金について、下記の理由により年度内に完了しないことから、高知県養殖業デジタル化促進事業費補助金交付要綱第9条の2第1項の規定により、繰越の承認を申請します。

記

1 繰越の内訳

交付決定の内容			年度遂行		年度繰越額	
総事業費	補助対象経費	県補助金	支払実績額	県補助受入額	事業費	県補助金 予定額
円	円	円	円	円	円	円

2 繰越の理由

3 事業実施期間

(1) 変更前

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(2) 変更後

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

第6号様式（第9条の2関係）

第 _____ 号
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

高知県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名

高知県養殖業デジタル化促進事業費補助金年度終了実績報告書

____年 ____月 ____日付け高知県指令 _____ 第 _____ 号による補助金の交付の決定通知がありました高知県養殖業デジタル化促進事業費補助金について、令和3年度の事業を完了しましたので、高知県養殖業デジタル化促進事業費補助金交付要綱第9条の2第3項の規定により、報告します。

記

1 事業着手日

2 事業完了日

3 年度実績内訳

交付決定の内容			年度遂行		年度繰越額	
総事業費	補助対象経費	県補助金	支払実績額	県補助受入額	事業費	県補助金 予定額
円	円	円	円	円	円	円